

新・生存権裁判金沢訴訟（生活保護基準引下げ違憲訴訟）

公正な審理を求める要請書

厚生労働省は 2013 年 8 月から 2015 年 4 月までの 1 年 9 ヶ月で、生活保護基準を平均で 6.5%、最大 10%引き下げる見直しを行いました（削減額 670 億円）。これは、生活保護利用者の 96%の世帯に影響が及ぶ前例のない引下げです。

今回の引下げは、極めて不当なものです。問題の第 1 は、所得階層第 1・十分位（最下層の 1 割）との比較で、「生活保護基準の方が高い」との理由により削減したことです（削減額 90 億円）。この階層は、元々、生活保護基準以下の人達が多数存在する階層です。これを理由にすれば、保護費は際限なく引下げられることとなります。問題の第 2 は、2008 年との比較で物価が下がったとの理由により削減したことです（削減額 580 億円）。この間に物価が下がっているのは、ノートパソコン、カメラなど生活保護利用者とは無関係な品物です。ジャガイモ、タマネギ、即席スープなど生活に欠かせない食料品は値上げになっています。引下げ後、「食事回数を減らしたり、おかずを 2 回に分けて食べたりするようになった」「以前は電化製品を購入するために毎月 1000 円ずつ貯めていたが、できなくなった」「5Kgのお米を 2 カ月持たさないと生活できない」など、生活費の切り詰めがさらに厳しくなっています。これは、国民に「健康で文化的な最低限度の生活」の権利を保障し、国に対してその努力を義務づけている憲法第 25 条に明確に違反したものです。また、生活保護基準はナショナル・ミニマムとしての役割を持ち、最低賃金、就学援助基準、住民税非課税基準、各種社会保険料や医療費自己負担の減免の基準の基にもなっています。

貴裁判所におかれましては、このような状況をご勘案頂き、徹底した審理を行い、公正な判断を下されることを強く求めます。

お名前	住所

【取り扱い団体】

「人権を主張する石川の会」

石川県金沢市京町 24-14 石川民医連気付 TEL：076-253-1458